

意見陳述書

令和7年5月16日

原告株式会社長澤薬品代表取締役

長 澤 育 弘

私は、原告株式会社長澤薬品代表取締役であり、本件訴訟の原告団代表を務めております、薬剤師の長澤育弘です。2019年まで池袋で零売専門薬局を営んでおりましたが、行政指導と、医薬品の卸業者との取引遮断により廃業に追い込まれました。

当時私の薬局は、月商30万円ほどの小さな店でしたが、病院に行けない方のために夜間・休日も営業していました。ところが、厚労省の通知を根拠に保健所から頻繁に立ち入りが入り、営業中でも保健所の職員による複数名で在庫確認が行われ、実質営業が妨げられました。ある日、事務用キャビネットにあった私自身の処方薬まで違法販売と疑われ、1時間以上にわたって詰問されました。最後には「零売薬局やること自体、正直、迷惑しています」と言われ、店を潰しに来ているのではと思いました。

また、廃業に至る、最大の打撃は医薬品の卸業者との取引が絶たれたことです。零売薬局という理由で、大手卸業者には最初から取引を断られ、割高な二次卸に頼るしかありませんでしたが、行政の監視が続くうちに、二次卸からも、取引も打ち切られ、営業ができなくなったことで資金繰りに困窮しました。

ある月は家賃も払えず、初任給で買ったバイクを売ってしのいだことを

覚えています。一人で全てを回していたため、求められる帳簿提出にも夜を徹して対応せざるを得ませんでした。

こうした状況で私は閉業に至りましたが、今後、零売を法的に制限する省令が整備されれば、同様の薬局が増えることを懸念しています。私たち薬剤師は薬を渡すだけでなく、服薬指導を通じて地域医療を支える存在です。零売は病院に行けない方の重要な受け皿です。それを行政通知一つで排除するような動きは、国民の不利益につながると考えています。

この裁判では、零売という制度があいまいな通知によって実質的に封じられ、薬剤師の職能が奪われている現状を問いたいと思っています。

裁判官の皆さまには、零売薬局が置かれている現実と、今後の省令化によって起き得る影響をぜひ深くご理解いただき、公正なご判断をお願い申し上げます。

以 上